

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年3月1日

北九州市産業経済局観光課

### 1. 当該公募の趣旨

本業務は、本市の代表的な観光地の一つである皿倉山地区への観光来訪者の様々なニーズに対応することを目的とする。具体的には、皿倉山頂展望台の管理運営や周辺施設、各団体との連携を行うことで、皿倉山地区の集客促進や山頂周辺のにぎわい創出など、本市の観光施策に沿った皿倉山地区全体の観光振興を図るものである。

本業務の実施にあたっては、次の要件を満足することが業務受託の必須条件となる。

- ・展望台の1階部分でスロープカーへの乗降が頻繁に行われるため、本業務受託者は、スロープカー運行の安全確保に最大限配慮すること。
- ・ケーブルカー及びスロープカーが皿倉山頂までの唯一の公共交通手段であることから、ケーブルカー等の利用促進及び輸送サービスの安定化を念頭に置いて、展望台の運営や山頂周辺で開催する集客イベントをケーブルカー等の運行と密接に連携させること。
- ・皿倉山地区全体の地形・気候・歴史・魅力・来訪者ニーズなどの様々な情報を熟知した上で、周辺施設や行政機関等との連携や、市内及び市外への積極的な集客営業活動の展開など、市が進める観光戦略と協働・協調した事業を実施したり組織体制とすること。

このため、本市としては特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を今回実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する予定である。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

皿倉山地区観光来訪者対応業務

#### (2) 業務内容

ア 皿倉山頂展望台管理運営業務

#### <場 所>

皿倉山頂展望台及び皿倉山頂展望台別館（八幡東区大字尾倉）

#### <開館日時>

- ・開館日 令和6年4月1日～令和7年3月31日  
※ 毎週火曜日、ケーブルカー1年点検の期間（6月第1月曜日から金曜日の5日間）及びケーブルカーの大規模メンテナンスの期間（2月中旬から約2週間）は、休館とする。
- ・利用時間 4月～10月 午前10時から午後9時40分まで  
11月～3月 午前10時から午後7時40分まで  
※12月31日は午前10時から午後4時40分まで  
※1月1日は午前4時30分から午後4時40分まで
- ・その他 発注者が必要と認めた場合は、臨時に利用時間を変更（休館含む。）することができる。

#### <管理運営業務>

利用者が安全で快適に利用できるように、施設の管理・運営を行うとともに、来訪者の対応などを行う。

##### （ア）施設管理・運営

- ・業務に伴う施設内の開閉館及び点検を行うこと。
- ・利用時間中は、館内の巡回を行い、適正な利用や展示品・備品類（皇后杉の根株を含む）の保全に努めること。

##### （イ）来訪者等対応業務

下記項目への対応及び緊急時に即応できる体制を確保するため、展望台及びその周辺に要員を常駐させること。

- ・施設内の紹介、休憩など施設利用等の案内
- ・スロープカー乗降場や下山ルートのご案内
- ・皿倉山周辺の観光スポットや施設などの案内

#### <清掃業務>

来訪者が快適に過ごせる施設として、適切な清掃を行い、環境を維持すること。

##### （ア）日常清掃

- ・原則として毎日清掃を行い、適切な環境を維持すること。
- ・1階、2階、階段室及び屋上については、床面を掃き掃除によりごみを除去し、常に清掃感を保持すること。汚損箇所は、汚れの程度に応じて水拭き又は水洗い（ただし、2階床面は床材に適合した洗剤の使用）などにより汚れの部分を除去すること。
- ・備品類は、ほこりを完全に除去し、水拭き又は乾拭きをし、汚れのはなはだしい場合は、適正洗剤を用いて除去すること。

- ・トイレについては、床面のごみを除去し、汚れの程度に応じて水洗いすること。また、衛生陶器、鏡、化粧台等は適切な方法で洗い拭き、ドア・間仕切りは水拭き及び乾拭きし、常に良好な状態を保持するとともに、便器等には定期的に溶解薬品を投入してパイプのつまりを防止すること。衛生消耗品は、使用に支障をきたさぬよう点検補充すること。その他、利用者に不快の念を与えぬよう清掃すること。

- ・室内ガラス面については、水拭きまたは乾拭きを行い、汚れやくもりを除去すること。

- ・ゴミ処理については、施設内で発生するゴミを処理すること。

- ・施設周辺の掃除については、状況に応じて施設周辺の美化清掃を行うこと。

(イ) 定期清掃

- ・展望室外側ガラスの清掃を年4回行うこと。

- ・展望室内床面を床材に適応した適切な方法で、年4回定期清掃すること。

<保守点検業務>

施設の各種機械設備については法令等に定めがあるもの及び設備の機能を適正に維持するために必要な保守点検を行うこと。

(ア) 昇降機設備の保守点検

(イ) 浄化槽の保守点検

(ウ) 空調設備の保守点検

(エ) 電気工作物の保守点検

(オ) 消防設備の保守点検

(カ) その他施設の機能を適正に保つため必要な点検

<維持管理業務>

施設の管理・運営においては省エネに努め、施設の安全確保や快適な利用に必要な業務を行うこと。

(ア) 警備業務

閉館時間における機械警備等を行い、施設の安全を確保すること。

(イ) 照明設備の維持管理

照明設備の電球が切れている場合は、速やかに交換すること。

イ 皿倉山地区集客促進業務

<情報収集・発信業務>

近隣の各種関係団体・施設や企業、旅行代理店等との情報交換や皿倉山周辺の情報収集に努めるとともに、以下の業務等を実施し、市民や観光来訪者

等に皿倉山地区の魅力を広く発信することで、集客促進や滞在時間の長期化、にぎわいづくり等を図ること。

(ア) 情報発信業務

ポスター、リーフレット、パンフレット、インターネット等による  
皿倉山地区の魅力の情報発信

(イ) 宣伝広告業務

キャンペーンの実施や広告媒体等を活用した各種広報活動の実施、  
DMの発送、各種団体・施設等への断続的な営業活動等の実施

(ウ) 集客促進業務

旅行代理店等との調整や営業、近隣施設との協働による集客などの  
調整、長期休暇期間等の集客対策の実施

(エ) その他PR業務

その他皿倉山地区のPRにつながる業務

ウ 業務報告

- ・月ごとに上記業務にかかる報告書を作成し、毎月業務終了後速やかに文書にて提出すること。
- ・契約期間終了後、委託業務全体の報告書を作成し、速やかに文書にて提出すること。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 展望台の1階部分での乗降が頻繁に行われるスロープカー運行の安全確保に最大限配慮すること。
- イ ケーブルカー・スロープカーの利用促進及び輸送サービスの安定化を念頭に

置いて、展望台の運営や山頂周辺で開催する集客イベントとケーブルカー及びスロープカーの運行を密接に連携させること。

ウ 皿倉山地区全体の地形・気候・歴史・魅力・来訪者ニーズなど様々な情報を熟知していること。

エ 皿倉山地区の周辺施設や行政機関等との連携や協働を実施すること。

オ 皿倉山地区全体の広報・PRや営業活動を実施するにあたり、緊急時の対応を含め、年間を通して業務の実施が可能な組織体制を確保すること。

#### 4. 手続き等

##### (1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

担当課名 北九州市産業経済局観光課

電話番号 093-551-8150 FAX番号 093-551-8151

##### (2) 説明書等の交付期間、場所及び方法等

###### ア 交付期間

令和6年3月1日～令和6年3月14日までの（土、日を除く）毎日、8時30分から17時15分まで

###### イ 交付場所

(1)に同じ。

###### ウ 交付方法

交付場所において直接配布する。

###### エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

##### (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

###### ア 提出期間

令和6年3月4日～令和6年3月15日までの（土、日を除く）毎日、8時30分から17時15分まで

###### イ 提出場所

(1)に同じ。

###### ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

##### (4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。